

## 自己評価報告書

平成23年3月31日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20530424

研究課題名（和文） 事業リスクの開示と保証に関するプロトタイプの開発

研究課題名（英文） Development the theoretical prototype of business risk disclosure and assurance

研究代表者

堀江 正之 (HORIE MASAYUKI)

日本大学・商学部・教授

研究者番号：70173630

研究分野：監査論

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：リスク情報、リスク情報開示、内部統制情報、リスク情報の紐付け開示

## 1. 研究計画の概要

(1) 本研究は、さまざまな事業リスクの開示と保証のあり方について基礎理論モデルを構想し、そのプロトタイプを提示することにある。

(2) 事業リスクの開示には、法定開示と任意開示があるが、それらの実態を見てみると、理論的に説明のつかない情報の垂れ流し状態にあり、情報を開示することの意味や方法についても十分な分析・検討が加えられていない。

(3) そこで本研究では、リスク情報を開示することの意味、及びその情報の信頼性に保証を付与することの意味にまで遡って、現行の情報開示実態の限界や問題点を明らかにした上で、最新の IT 環境を前提としたリスク情報開示とその保証のための理論モデルの構築を試みるものである。

## 2. 研究の進捗状況

(1) 有価証券報告書等における法定開示及びホームページや CSR 報告書等における任意開示の実態を分析してみると、いずれも「何のための情報開示か」といった視点に欠ける。

(2) すなわち、リスク情報は、本来、情報の受け手に対して、注意を喚起するためのものでなければならないはずである。ところが現実に開示されている情報を見てみると、開示主体が「このようなリスクを認識している」というメッセージを伝達しているに過ぎない。つまるところ最も肝心の危険の程度と影響度合いが具体的に伝達されていない。

(3) また、開示実態を類別してみると、情

報の受け手に対する説明責任を履行するための開示と、必ずしも説明責任との結びつきがない開示が区別されるが、理論的には前者の「説明責任型開示」では注意喚起情報としてのリスク情報とそれへの対処情報のセット開示でなければ意味がないにもかかわらず、セット開示はむしろ後者の「追加情報提供型開示」に見られ、本末転倒の状況が起きている。

(4) リスク情報は、それらを一つひとつ個別に開示しても意味がなく、リスクの派生・連鎖と、リスクの変化に関する情報開示が必要であるにもかかわらず、現実にはそのようになっていない。たとえば、情報システムの脆弱性に関するリスク情報と事業継続に関わるリスクは、それらを切り離して開示すべきではなく、「紐付け開示」がなされなければ意味がない。

(5) さらに、リスク情報の信頼性に対する保証については、財務情報の保証にみられる画一型保証ではなく、開示されるリスク情報に重要度レベルを付し、そのレベルにあることの保証や、開示情報の内容によって保証水準に差を付ける弾力的な保証モデルが構想されなければならない。

## 3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

法定開示及び任意開示としての事業リスク開示の実態については、その抽出まではできても、記述情報としての難しさから、理論的・体系的な整理が難しく、その点が滞っているものの、情報開示の意味分析や情報開示

の方法論的考察はその理論枠組みを構築できるところまで進んでいる。

したがって、理論モデルと実態とのギャップ分析に課題を残しているが、この厳密な分析は本研究の成果の妥当性の検証の一環として事後的に行われるべきものであることから、全体としてはおおむね順調に進展していると判断できる。

#### 4. 今後の研究の推進方策

可能な限り、現実の開示実態を踏まえて、その問題点や課題を抉り出すことを通じて、あるべき理論モデルを構想するアプローチは引き続き進展させる。

今後は、リスク情報の派生・連鎖を立体的・動的に描くことのできるモデルの構想、リスク変化をタイムリーに開示できるモデルの構想、さらにはそれらの開示を踏まえた情報の信頼性保証モデルを構築できればと考えている。将来的な情報開示は、平面的な記述による開示ではなく、IT を駆使した情報開示と、それを前提としたタイムリーな保証（場合によっては連続保証）として構想される必要があるだろう。

#### 5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①堀江正之「職業会計士による IT 保証サービスの方向性」『現代監査』第 21 号、2011 年、36～47 ページ。査読無し。

②堀江正之「内部統制から ERM への転換が企業監査に及ぼす影響」『会計』第 176 巻第 4 号、2009 年、125～138 ページ。査読無し。

③堀江正之「アウトソーシング・ガイダンスと内部監査」『監査研究』第 35 巻第 10 号、2009 年、35～55 ページ。査読無し。

④堀江正之「我が国における IT 統制の成熟度」『商経学叢』第 55 巻第 1 号、2008 年、141～146 ページ。査読無し。

〔学会発表〕（計2件）

①堀江正之「ディスクロージャーにおける IT 化の進展による監査・保証業務への影響」日本監査研究学会、2010 年 10 月 30 日・31 日、於：甲南大学。

②堀江正之「JIPDEC 調査にみる IT 統制の成熟度」システム監査学会、2008 年 6 月 6 日、於：機会振興会館。

〔図書〕（計2件）

①河崎照行編著『ネットワーク社会の税務・会計』（税務経理協会、2011 年）、堀江正之「第 2 章ネットワーク社会と内部統制」、15～30 ページ。

②堀江正之編著『IT のリスク・統制・監査』（同文館出版、2009 年）、3～29 ページ。